

令和6年度 甲種防火管理再講習会 受講案内

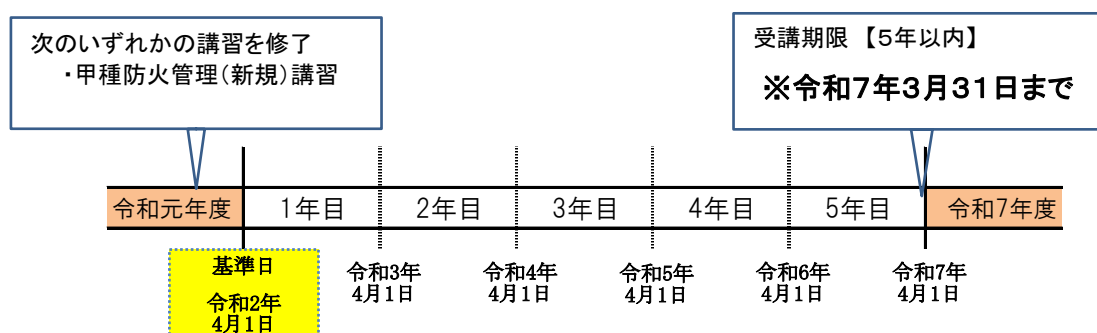
- 講習種別 甲種防火管理新規講習（消防法施行規則第2条の3第2項）
 - 実施日時及び定員
令和6年7月26日（金） 午前9時00分から午前11時30分まで
【定員30名】
※八代市・氷川町に居住している方又は八代市・氷川町の事業所に勤務する方が優先となります。
 - 講習会場 八代広域行政事務組合消防本部 議員室 八代市大村町970番地
※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用いただくことをお勧めします。
 - 申込手続 受講申込書に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ提出してください。
提出先： 八代広域行政事務組合 消防本部予防課 ☎32-9227
- ご準備いただくもの
- 【申込書】 最寄の消防署で受領又は当組合ホームページからダウンロードできます。
URL <http://www.yatsushiro-fd.com/>
 - 【写真】 1枚（タテ3cm×ヨコ2.5cm、上半身無帽、無背景、6ヶ月以内に撮影したもの）
 - 【甲種防火管理講習終了証】 コピー可
- 受講費用 2,000円（テキスト代）
※費用は講習日にお支払いいただきます。
 - 申込期間 令和6年7月8日（月）から7月19日（金）まで
※申込受付時間は、土・日・祝日を除いた午前9時から午後5時までとなります。
※郵送やお電話での申込みは受付しておりませんのでご了承ください。
 - 受講義務対象者
収容人員が300人以上の特定防火対象物の防火管理者に選任されている方。（選任予定者も可）
※警察、消防団歴等で資格を有する防火管理者の方は、講習対象となりません。

【受講期限】

- （1）直前の甲種防火管理新規講習または甲種防火管理再講習を修了した日以降における、最初の4月1日から5年以内。

※令和元年度に受講された方は、本年度が「5年目」にあたります。

《前回講習から5年以内の例》



- （2）防火管理講習を修了した日から防火管理者に選任されるまでの期間が、4年以上経過している場合は、選任された日から1年以内。

問合せ先： 八代広域行政事務組合消防本部 予防課
八代市大村町970番地 ☎0965-32-9227